

警察庁訓令第 2 号

警察庁電子署名訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年 2 月29日

警察庁長官 吉村 博人

警察庁電子署名訓令の一部を改正する訓令

警察庁電子署名訓令（平成15年警察庁訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「警察庁認証システムにより作成された官職署名符号を用いて行う電子署名」を「国家公安委員会及び警察庁における官職又は組織に係る電子署名（以下「官職署名」という。）」に改める。

第 2 条第 2 号中「国家公安委員会、警察庁、都道府県公安委員会及び都道府県警察における官職又は組織に係る電子署名」を「官職署名」に改め、同条第 3 号中「官職又は組織に係る電子署名が」を「官職署名に用いられた」に、「により行われた」を「が真正な」に、「確認する」を「証明する」に、「用いられる」を「用いる」に改め、同条第 4 号中「当該官職又は組織に係る」を「真正な」に改め、「証明する」の次に「ために用いる」を加え、同条第 5 号を次のように改める。

- (5) 警察庁認証システム 官職署名符号、官職署名検証符号及び官職証明書（以下「官職署名符号等」という。）の発行及び官職署名の認証に関する処理を行う情報システムであって、十分な安全性及び信頼性を有するものとして警察庁情報通信局長（以下「情報通信局長」という。）が認めるものをいう。

第 3 条の見出しを「（官職署名）」に改め、同条中「官職署名符号を用いて行う電子署名は、国家公安委員会委員長、国家公安委員会、都道府県公安委員会委員長、都道府県公安委員会又は警察職員」を「官職署名（警察庁に係るものに限る。）は、警察庁の職員」に改める。

第 4 条を削る。

第 5 条第 2 項第 2 号中「を発行した」を「の発行に用いた」に改め、同条第 3 項中「これを作成する警察庁認証システムに係る電子署名を行う」を「当該官職証明書が真正なものであることを証明するために必要な措置を講ずる」に改め、同条を第 4 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

(運用責任者)

第5条 情報通信局長は、警察庁認証システムごとに、当該警察庁認証システムの運用に関する事務を総括する者(以下「運用責任者」という。)を指定するものとする。

第6条第1項を削り、同条第2項中「前項の指定」を「官職署名符号等の発行」に、「情報通信局長」を「当該官職署名符号等に係る警察庁認証システムの運用責任者」に改め、同項を同条第1項とする。

第6条第3項を削り、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 運用責任者は、前項の規定により申請した者(以下「申請者」という。)が官職署名符号等を利用する必要があると認める場合は、警察庁認証システムを用いて官職署名符号等を発行するとともに、当該申請者を当該官職署名符号等の利用に関する事務を総括する者(以下「利用責任者」という。)に指定することができる。

第6条第4項中「前項の」の次に「規定による」を加え、同項を同条第3項とする。

第7条第1項中「危殆化」を「危殆化^{たい}」に、「使用され」を「利用され」に改める。

第8条第1項を次のように改める。

利用責任者は、第6条第3項の規定により交付された記録媒体の管理を行う者(以下「管理担当者」という。)を指定するものとする。

附 則

- 1 この訓令は、平成20年3月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行前に、この訓令による改正前の警察庁電子署名訓令に基づき発行された官職署名符号等は、この訓令による改正後の警察庁電子署名訓令に基づき発行されたものとみなす。

警察庁電子署名訓令の一部を改正する訓令案新旧対照条文

警察庁電子署名訓令（平成15年警察庁訓令第1号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（目的）</p> <p>第1条 この訓令は、<u>国家公安委員会及び警察庁における官職又は組織に係る電子署名（以下「官職署名」という。）</u>に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 官職署名符号 <u>官職署名</u>を行うために用いる符号をいう。</p> <p>(3) 官職署名検証符号 官職署名符号と対応する符号であって、<u>官職署名に用いられた当該官職署名符号が真正なものであることを証明するために用いるものをいう。</u></p> <p>(4) 官職証明書 官職署名検証符号が<u>真正なものであることを証明するために用いる電子証明書（国家公安委員会電子署名規則（平成15年国家公安委員会規則第7号）第2条に規定する電子証明書をいう。）</u>をいう。</p> <p>(5) <u>警察庁認証システム 官職署名符号、官職署名検証符号及び官職証明書（以下「官職署名符号等」という。）の発行及び官職署名の認証に関</u></p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この訓令は、<u>警察庁認証システムにより作成された官職署名符号を用いて行う電子署名</u>に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 官職署名符号 <u>国家公安委員会、警察庁、都道府県公安委員会及び都道府県警察における官職又は組織に係る電子署名</u>を行うために用いる符号をいう。</p> <p>(3) 官職署名検証符号 官職署名符号と対応する符号であって、<u>官職又は組織に係る電子署名が当該官職署名符号により行われたものであることを確認するために用いられるものをいう。</u></p> <p>(4) 官職証明書 官職署名検証符号が<u>当該官職又は組織に係るものであることを証明する電子証明書（国家公安委員会電子署名規則（平成15年国家公安委員会規則第7号）第2条に規定する電子証明書をいう。）</u>をいう。</p> <p>(5) <u>警察庁認証システム 警察庁電子申請・届出システム（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う国家公安委員会</u></p>

する処理を行う情報システムであって、十分な安全性及び信頼性を有するものとして警察庁情報通信局長（以下「情報通信局長」という。）が認めるものをいう。

（官職署名）

第3条 官職署名（警察庁に係るものに限る。）は、警察庁の職員が職務上作成した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）が真正なものであることを認証することができるようにする必要がある場合に行うものとする。

（官職証明書）

の所管する関係法令に規定する対象手続等を定める国家公安委員会規則（平成15年国家公安委員会規則第6号）第3条に基づく申請等及び第6条に基づく処分通知等を行うことのできるシステムをいう。）及び省庁間電子文書交換システムにおいて用いられる官職署名符号、官職署名検証符号及び官職証明書（以下「官職署名符号等」という。）の作成その他の官職署名符号を用いて行う電子署名に係る認証に関する処理を行う情報システムをいう。

（電子署名）

第3条 官職署名符号を用いて行う電子署名は、国家公安委員会委員長、国家公安委員会、都道府県公安委員会委員長、都道府県公安委員会又は警察職員が職務上作成した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）が真正なものであることを認証することができるようにする必要がある場合に行うものとする。

（警察庁認証システム運用責任者）

第4条 第2条第5号に規定する警察庁電子申請・届出システム及び省庁間電子文書交換システムに、それぞれ警察庁認証システム運用責任者（以下「運用責任者」という。）を置き、警察庁情報通信局長（以下「情報通信局長」という。）の指定する者をもって充てる。

2 運用責任者は、警察庁認証システムの運用に関する事務を総括する。

（官職証明書）

第4条 (略)

2 (略)

(1) (略)

(2) 当該官職証明書の発行に用いた警察庁認証システムの名称

(3)~(6) (略)

3 官職証明書には、当該官職証明書が真正なものであることを証明するために必要な措置を講ずるものとする。

(運用責任者)

第5条 情報通信局長は、警察庁認証システムごとに、当該警察庁認証システムの運用に関する事務を総括する者(以下「運用責任者」という。)を指定するものとする。

(官職署名符号等の発行)

第6条

官職署名符号等の発行を受けようとする者は、当該官職署名符号等に係る警察庁認証システムの運用責任者に対し、理由を付してその旨を申請しなければならない。

2 運用責任者は、前項の規定により申請した者(以下「申請者」という。)が官職署名符号等を利用する必要があると認める場合は、警察庁認証システムを用いて官職署名符号等を発行するとともに、当該申請者を当該官職署名符号等の利用に関する事務を総括する者(以下「利用責任者」という。)に指定することができる。

第5条 (略)

2 (略)

(1) (略)

(2) 当該官職証明書を発行した警察庁認証システムの名称

(3)~(6) (略)

3 官職証明書には、これを作成する警察庁認証システムに係る電子署名を行うものとする。

(官職署名符号等の発行)

第6条 運用責任者は、情報通信局長の指定する者に官職署名符号等を発行するものとする。

2 前項の指定を受けようとする者は、情報通信局長に対し、理由を付してその旨を申請しなければならない。

3 情報通信局長は、前項の申請があった場合において、その理由を審査の上、必要があると認めるときは、当該申請に係る者を官職署名符号等の利用責任者(以下「利用責任者」という。)として指定し、官職署名符号等を発行するものとする。

3 前項の規定による官職署名符号等の発行は、これを記録した電磁的記録媒体（以下「記録媒体」という。）を利用責任者に交付する方法により行うものとする。

第7条 利用責任者は、官職署名符号の^{たい}危殆化（記録媒体の盗難、官職署名符号の漏えい等により利用責任者が認めた者以外の者によって官職署名符号が利用され得る状態になることをいう。以下同じ。）又はそのおそれがある場合には、直ちに運用責任者にその旨を届け出なければならない。

2～4 （略）

（記録媒体の管理）

第8条 利用責任者は、第6条第3項の規定により交付された記録媒体の管理を行う者（以下「管理担当者」という。）を指定するものとする。

2 （略）

4 前項の官職署名符号等の発行は、これを記録した電磁的記録媒体（以下「記録媒体」という。）を利用責任者に交付する方法により行うものとする。

第7条 利用責任者は、官職署名符号の危殆化（記録媒体の盗難、官職署名符号の漏えい等により利用責任者が認めた者以外の者によって官職署名符号が使用され得る状態になることをいう。以下同じ。）又はそのおそれがある場合には、直ちに運用責任者にその旨を届け出なければならない。

2～4 （略）

（記録媒体の管理）

第8条 利用責任者は、第6条第4項の規定により交付された記録媒体を管理させるため、管理担当者を指名するものとする。

2 （略）